

さいたま市立高等看護学院学則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和7年11月27日

さいたま市長

清山友人

さいたま市規則第111号

さいたま市立高等看護学院学則の一部を改正する規則

さいたま市立高等看護学院学則（平成13年さいたま市規則第135号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(卒業証書の授与) 第21条 [略] 2 卒業を認定された学生は、 <u>学校教育法第131条の2</u> の規定により専門士と称することができる。	(卒業証書の授与) 第21条 [略] 2 卒業を認定された学生は、 <u>専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規程</u> （平成6年文部省告示第84号）第2条の規定により専門士と称することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市立高等看護学院学則第21条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に入学する学生に適用し、同日前に入学した学生については、なお従前の例による。